

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 11）

水産庁長官承認 令和4年3月4日
施行 令和4年3月4日
施行 令和4年4月22日

○広域浜プラン緊急対策事業のうち収入向上・コスト削減の実証的取組支援等

貝類のへい死対策環境整備支援

この業務要領は、特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構（以下「事業実施主体」という。）は、「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）（以下「運用通知」という。）に基づいて行う貝類のへい死対策環境整備支援事業についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

1 事業実施計画

- (1) 運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(c)のiに定める事業実施計画の申請は、別記様式第1号による。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画書の申請があった場合は、その内容を審査し、所定の事項が適切に記載され、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(c)のiiに定める要件を満たすものと認めるときは、申請者に対し、別記様式第2号により当該計画について承認する旨の通知を行うものとする。なお、審査に際し、申請書のみで判断が困難な場合にあつては、事業実施主体は申請者に対して必要な事項の聴取、書類の追加提供等を行うものとする。
- (3) (2)の承認後に生じた事業実施計画の変更（中止又は廃止）は（1）及び（2）に準じて行うものとする。

2 事業実施報告

運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(c)のivに定める事業実施報告は別記様式第3号による。

3 助成金の交付

- (1) 事業実施主体は、助成対象経費について、以下の範囲により、事業実施者に助成する。
 - ア 貝類養殖漁場の環境モニタリング機器の導入に要する経費
事業実施計画に基づき、環境モニタリング機器を導入する経費のうち、購入及び設置に必要な経費の1/2以内。
 - イ 環境モニタリング情報の共有システムの導入に要する経費

事業実施計画に基づき、環境モニタリング情報を共有するためのシステム導入に必要な経費の1/2以内。

- (2) 事業実施者が運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(d)のiiに定める助成金の交付申請を行う場合は、別記様式第4号により事業実施主体に対して申請を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、事業実施者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、別記様式第5号により、助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施者は、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(d)のiiiに定める概算払請求を行う場合には、別記様式第6号の概算払請求書により請求するものとする。
- (5) 事業実施主体は、(4)の請求があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (6) 事業実施者は、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(d)のivに定める精算払いについて、事業終了後、事業実施主体に対して別記様式第7号の精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
- (7) 事業実施主体は、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(c)のivに基づき提出のあった事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、別記様式第8号により事業実施者に通知するとともに、(5)に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。

4 運用状況の報告

事業実施者は、運用通知第3の2-10の(3)のアの(イ)のeの(h)に基づき、機器等の導入が完了した日から1年経過した時点において、機器等の運用状況について、別記様式第9号により事業実施者に報告するものとする。

附 則

1. この業務要領は、令和4年4月22日から施行する。
2. 改正前の運用通知に基づき行うこととされている助成事業については、なお従前の例による。